

令和8年9月11日宣告

令和8年（わ）第43号

主 文

被告人を拘禁刑5年に処する。

未決勾留日数中40日をその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第1 現金を強取しようと考え、令和8年2月19日午後8時43分頃、株式会社AB店店長Cが看守する鳥取県境港市（住所省略）所在の同店に北東側シートシャッター出入口から侵入し、その頃、同所において、同店従業員D（当時22歳）に対し、手に持った包丁（刃体の長さ約21.5センチメートル）を突きつけながら、「金を出せ。」と言って脅迫し、その反抗を抑圧した上、前記C管理の現金189万円を強取した。

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時場所において、前記包丁1本を携帯した。

（証拠の標目）省略

（法令の適用）省略

（量刑の理由）

強盗における被害額は189万円と多額である上に、全額が被告人により費消され、被害弁償の見込みも立っておらず、財産的被害結果は重い。さらに、被告人はかねて買い物などに行ったことがある店舗に目星をつけた上で、手袋や顔を隠すための布等を着用するなど、一定の計画性もうかがわれる。

脅迫の態様についてみても、被害店舗の事務所内という広くない空間内で判示記載の包丁を突きつけ、被害者に接近するなどしており悪質である。そして、勤務中に突然、こうした態様による脅迫を受けた被害者が感じた恐怖感も強度であったこ

とは想像に難くない。

本件犯行に至った動機についてみると、被告人の経済状況は非常に困窮しており、その原因は自身のギャンブルによる費消によるところが大きいものであったと認められる。この点につき、従前、被告人はギャンブル依存症と診断され、その治療・更生のために支援施設に入所していたのであるが、自己判断により退所し、結局再びギャンブルに手を染めたものである。そうすると、本件犯行に至った経緯には、ギャンブル依存症が背景にあるといい得るが、そもそもそのような状況で強盗という一般的に重大犯罪といえる行為を決意するというのは飛躍があるといわざるを得ないし、上記の経緯に照らして、ギャンブル依存症に対する受け止めも不十分である上に、他の適切な解決を十分に検討したとは評価できない。そうすると、被告人の本件に至る動機を検討しても、責任非難を有意に減じる要素があるとはいえない。

そうすると、被告人の刑事責任は重い。

以上の犯罪事実に関する事情に加え、被告人が公訴事実を認め、反省していること、社会復帰後に、ギャンブル依存症につき病院での治療を受け、自助施設に入所することが見込まれること、被告人には前科がないことなどの事情も考慮して、被告人に対しては主文の量刑が相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 拘禁刑6年)

令和8年9月11日

鳥取地方裁判所米子支部

裁判官 木 内 悠 介